



経理の窓11月号

平成26年11月1日号

毎月2～3回通う舗装された舗道にドングリが落ちていました。夏には、青々とした葉を茂らせる樹が実のなる木だったと気付きました。椎の実は、食べられるんですね。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

平成26年分の年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。注意したいポイントをまとめます。

■復興特別所得税対応

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収することになっています。年末調整で、年調年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を計算します。

$$\text{年調年税額} = \text{年調所得税額} \times 102.1\% \text{ (100円未満切捨て)}$$

■所得税の税率の改正⇒平成27年1月1日以後に支払う給与等について

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられました。その税率を45%とされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されています。

■通勤手当の非課税枠拡大と年末調整

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年10月20日に施行され、**平成26年4月1日以後**に支払われるべき通勤手当について適用されます。平成26年4月1日以前に支払われるべき通勤手当の差額として、追加支給するものは除きます。

〈年末調整で課税済みの通勤手当について精算します〉

4月1日以後の通勤手当で、新たに非課税となった金額がある場合には、年末調整のときに総支給額から差し引いた金額を基にして年末調整を行います。

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

（国税庁）通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

<http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>

■ 1ヶ月当たりの通勤手当の非課税限度額

①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当

1ヶ月当たりの合理的な運賃の額（最高限度100,000円）

②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当

	平成26年4月1日以後	平成26年3月31日迄
通勤距離が片道55km以上	31,600円	24,500円
通勤距離が片道45km以上55km未満	28,000円	24,500円
通勤距離が片道35km以上45km未満	24,400円	20,900円
通勤距離が片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円
通勤距離が片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円
通勤距離が片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円
通勤距離が片道 2km以上10km未満	4,200円	4,100円
通勤距離が片道 2km未満	全額課税	全額課税

③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券

1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度100,000円）

④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当 や通勤用定期乗車券

1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度100,000円）

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>